

第 4 回我孫子市介護保険市民会議

令和 8 年 7 月 1 6 日（木）

於 我孫子市役所議会棟第 1 委員会室

・ 日 時 令和8年7月16日（木） 10時30分から11時45分

・ 会 場 我孫子市役所議会棟第1委員会室

・ 出席者

（委員） 井上委員・大圖委員・小野委員・小島委員・佐久間委員・佐藤委員
鈴木委員・寺岡委員・渡邊委員

・ 欠席者 衣笠委員・豊嶋委員・仲村委員・忽滑谷委員

・ 事務局（市）

健康福祉部

根本部長

高齢者支援課

鈴木課長・茅野主幹・藤縄主幹・山口課長補佐・石川係長・黒岩係長

楠美係長・石崎係長・東條係長・山本主査・沼崎主査・手塚主査

桑原主任主事

・ 傍聴者 2名

午前１０時３０分 開会

１ 開 会

(藤縄主幹)

定刻となりましたので会議を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、また、猛暑の中、第４回我孫子市介護保険市民会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日は、衣笠委員、仲村委員、忽滑谷委員から欠席の連絡をいただいておりますので、１０名の開催を予定しておりましたが現在豊島委員のご到着が遅れているようですので９名で始めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、只今より「第４回我孫子市介護保険市民会議」を開催させていただきます。本日の会議は、「我孫子市審議会等の会議の公開に関する規則」に基づき、原則公開となっています。本日は、２名の傍聴希望者がいらっしゃいます。傍聴人の入室を認めたいと思いますがよろしいでしょうか。傍聴人の方にお伝えします。「我孫子市審議会等の会議の公開に関する規則」第８条に基づき、発言の機会が設けられています。発言は１人１回で３分以内とさせていただきます。なお、発言の機会としましては、議事終了後、議長の許可により発言をお願いいたします。それでは、今後の議事進行は、議長である寺岡会長にお願いいたします。

(寺岡委員)

では皆様改めましておはようございます。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。では早速会を開かせていただきたいと思います。本日は議題が二つございます。(１)が我孫子市の介護保険の現状について(２)が第１０期介護保険事業計画、第１１次高齢者保健福祉計画についてでございます。この二題続けてご報告いただきたいと思います。皆様からのご意見やご質問は報告が終了後、お１人ずつお願いしたいと思います。では、よろしくお願いいたします。

(黒岩係長)

(１)「我孫子市の介護保険の現状」について、介護保険係の黒岩からご説明いたします。①高齢者人口及び要介護(要支援)認定者数について、お手元の資料１をご覧ください。計画書は８ページとなります。資料１につきましては、令和３年から令和８年の「我

孫子市総人口及び高齢人口推移」、令和３年度から令和７年度の「要介護認定者数」を示したものとなっております。なお、令和１２年の数値は第９期介護保険事業計画策定時の推計値となります。まず、「我孫子市総人口及び高齢者人口推移」についてですが、一番右の「最新情報」をご覧ください。令和８年７月１日時点の我孫子市の総人口は１３万２，０８１人、うち６５歳以上の高齢人口が４万２４９人、高齢化率は３０．５％となっており、国県を上回るスピードで高齢化が進んでいます。総人口は、令和３年以降減少が続いていましたが、令和８年は増加に転じています。これは若年層の外国人の増加によるものです。高齢人口は、４万人程度と横ばい状態ですが、２０２５（令和７）年度には、団塊の世代全員が７５歳以上を迎えたことにより、７５歳以上人口が増加しています。次に、要介護（要支援）認定者数についてご説明いたします。令和７年度は６５歳以上の第１号被保険者の認定者数は７，７００人、認定率は１９．０８％となっており、認定者数・認定率ともに年々増加しています。次に、②介護保険給付費の推移につきまして、ご説明いたします。資料２をご覧ください。計画書は９０ページとなります。資料２は、介護保険サービスにおける介護給付費の推移を示したものとなっております。給付費とは、介護サービス費用のうち、本人負担分を除いた額となります。この表では、令和５年度から令和７年度までの、各サービスの計画値と実績値、計画値に対する実績値の割合、対前年比をまとめたものです。年度ごとの介護給付費については、一番下の５１行目が給付合計額となります。令和５年度実績は約１０６億８千万円、令和６年度実績は約１１３億円、令和７年度実績値は約１１８億３千万円と、毎年４％～７％増加しています。個別のサービスでは、１９行目の定期巡回・随時対応型訪問介護看護では、令和７年１１月に「定期巡回和気あいあい２４・我孫子」が開設したことにより、令和７年の対前年比が１１６．５７％となっております。２５行目の介護老人福祉施設では、令和７年３月に特別養護老人ホームけやきの里あやめ館が開設したことにより、対前年比１１３．５２％となっています。２７行目の介護医療院では、令和７年７月に介護老人保健施設からの転換で介護医療院エスピーロが開設されたことにより、対前年比２，２１０％、２６行目の介護老人保健施設は対前年比８６．７２％となっています。以上です。

（藤縄主幹）

「第１０期介護保険事業計画・第１１次高齢者保健福祉計画」「第１章 計画の策定に当たって」の素案について、介護保険室の藤縄からご説明させていただきます。資料３の１ページをご覧ください。第１章では、現時点で得られる国からの情報等を基に、計画策定方針等の基本的な整理を行い、素案として作成しております。今後、人口や高齢化率、将来推計に関する数値や、国からの情報提供による更新を予定しています。本章の説明に

あたりましては、まず、法改正等についてご説明したいと思いますので、説明がページと前後しますが、はじめに資料の5ページをお開きください。10期計画の策定にあたっては、5ページから10ページに記載の法改正等の動向や国の考え方を踏まえて策定していくこととなります。具体的には、5ページに記載の基本的な指針、現時点ではまだ正式な指針は発出されておりませんが、社会保障審議会介護保険部会において示された「基本的な指針の構成について」という文書を基に、国が重要視する3項目をポイントとして整理しています。中長期的な見通しを踏まえ、「団塊ジュニア」が全員65歳以上となる2040年を見据えた「介護サービス基盤の計画的な整備」や、認知症基本法を踏まえた認知症の人や家族の視点に立った共生社会の実現に向けた施策の推進を含む「地域包括ケアシステムの深化」、「介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等」に向けた取組の推進などについて記載しています。次の6ページをご覧ください。6ページから7ページでは、6月に公布された「社会福祉法等の一部を改正する法律」のうち、高齢者施策に関係する主な改正事項をまとめており、これらの改正事項を踏まえた計画として今後具体的な施策の検討を進めていきます。8ページをお開きください。8ページから10ページでは、令和6年1月1日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の基本理念と、認知症基本法に基づく国の「認知症施策推進基本計画」に示された「認知症施策の方向性」を整理しています。認知症施策推進については、後程担当より補足説明いたします。こうした法改正等の動向や国の考え方を踏まえ、本計画を策定して参ります。初めに戻りまして1ページをお開きください。「計画策定の趣旨」では、「団塊ジュニア」が全員65歳以上となり、高齢者数がピークを迎える2040年を見据えた内容の計画とするとともに、ひとり暮らしの高齢者の増加や介護ニーズの多様化・複雑化が進むなかで、地域共生社会の実現に向けた取組みを進めていく必要があること、認知症基本法の施行及び国の認知症施策推進基本計画の策定を踏まえ、認知症施策を推進していくことなどについて記載しています。次の2ページでは、「計画の基本理念」を定めておりますが、認知症の人の意思と尊厳を尊重し、保健・医療・福祉の連携などにより、住み慣れた地域で日常生活を送ることが可能となるしくみづくりが必要であることなどについて本文に加えたうえで、従来と同様の基本理念を堅持し、10期計画の推進を図るものとしています。また、3ページでは、本計画の位置づけを記載していますが、今回新たに「認知症施策推進計画」を、本計画に内包するものとし、計画における位置づけを整理しました。続いて4ページをご覧ください。本計画の計画期間は令和9年度から令和11年度までの3年間とし、中長期的な視点から2040年を見据えた計画として策定します。計画策定の体制についても本ページの下段に記載しており、我孫子市介護保険市民会議に

についても審議機関としての位置づけを記載しております。第1章（素案）の概要は以上となりますが、続いて本計画における認知症施策推進について、担当から補足説明させていただきます。

（山口課長補佐）

認知症施策推進につきまして、山口より説明させていただきます。8ページをご覧ください。「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和6年1月1日に施行されました。認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、7つの基本理念が示されています。この基本法において、国、都道府県、市町村は、基本理念に則り、認知症施策を策定・実施する責務を有するとしています。また、国民は共生社会の実現を推進するために、認知症に関する正しい知識と理解を深めるよう努めることとされています。次に9ページをご覧ください。国は同年12月に、先ほどの基本法に基づき「認知症施策推進基本計画」を策定いたしました。基本計画においては、共生社会の実現を目指すとともに、認知症の本人の声を尊重し、「新しい認知症観」に基づき施策を推進することと明記されています。「新しい認知症観」とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方のことです。都道府県・市町村は、国の基本計画を基本としつつ、自治体ごとの実情に即した認知症施策を推し進めるために計画を策定するよう努めなければならない、とされています。よって、先ほど申しあげたとおり、我孫子市でも認知症施策推進計画を策定し、第10期計画に内包することといたします。

（藤縄主幹）

「第2章 高齢者を取り巻く状況と高齢者の将来推計」について現在の作成状況をご説明させていただきます。資料3の11ページ、カラー版計画書の8ページをお開きください。この章では、（1）人口構造、（2）高齢者の状況、（3）被保険者と要介護認定の状況、（4）第1号被保険者1人あたり介護給付月額推移、（5）認知症高齢者数の推移、（6）日常生活圏域別人口の6項目について記載しています。現時点では、令和7年までの実績値が入ったグラフとなっており、推計値等は入っていない状況ですが、今後、10月1日の実績が出ましたら、令和8年の実績値や将来推計値を加えて作成を進めていきます。計画書の8ページから19ページが本章に対応しており、こちらをご覧ください。我孫子市では、高齢者が、要介護状態となっても住みなれた地域で生活続けることができるよ

う、必要なサービスが継続的かつ包括的に提供できるエリアとして、高齢者人口等を勘案し、中学校区を基本とした6つの日常生活圏域を設定しており、圏域ごとの高齢者の状況をお示しする項目として、この「日常生活圏域別の人口」という項目を設けております。第2章では、現況データと将来推計を整理し、次期計画の策定に活用して参ります。第2章の説明は以上です。

(東條係長)

第4章「高齢者施策の取組状況と課題」について、高齢者福祉係の東條から説明させていただきます。ここでは、今期計画の重点施策の取組状況を検証し、次期計画の施策展開に向け、取組状況を整理しました。資料4をご覧ください。目標欄は今期計画で位置付けた5つの重点施策における各取組方針です。状況欄がその取組状況となります。現行計画の重点施策については、計画書の47ページに掲載されています。なお、資料5『第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート』は、令和7年度の取組状況です。それでは、資料4 1ページ目の重点施策1「中長期的な視点での介護サービス基盤の整備」について説明させていただきます。目標の1つ目の○、「市民への相談窓口や介護サービスの周知と、事業所がサービス提供体制を維持していくための支援」では、サービスを必要としている方を的確にサービス利用につなげることができるよう、高齢者支援課、高齢者なんでも相談室や介護支援専門員などが調整を行うとともに、パンフレット、広報、ホームページや出前講座などを通して、広く介護サービスの周知を図っています。2つ目の○、「介護給付の適正化に向けた取組と介護保険制度の安定的な運営」では、高齢化の進展にともない介護給付費が年々増加するなか、保険料の賦課・徴収を適切に実施するとともに、介護給付費の適正化を図るため、ケアプランの点検など適切にサービス提供がなされているか 検証を実施しています。3つ目の○、「要介護高齢者の長期療養・生活のための施設である『介護医療院』と在宅生活を支えるための『定期巡回・随時対応型訪問介護看護』の整備」では、今期計画の施設等整備方針（計画書85ページ）に基づき 「介護医療院」は令和7年7月に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は11月に開設しました。なお、「認知症対応型共同生活介護」及び「認知症対応型通所介護」は令和9年4月に、「特定施設入居者生活介護」は9月に開設予定です。今後も引き続き、介護サービスを必要としている方が的確にサービスを利用することができるよう、高齢者支援課、高齢者なんでも相談室や介護支援専門員などが調整を行うとともに、パンフレット、広報、ホームページや出前講座などを通して、広く介護サービスの周知をしていく必要があります。また、中長期的な人口動態や要介護認定者数の見通しを踏まえ、高齢者人口がピークを迎える2040年を見据えた介護サービス基盤の計画的な確保が必要です。以上で

す。

(楠美係長)

重点施策2「地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現」について、地域包括ケア系の楠美より説明いたします。資料4の2ページをご覧ください。計画書は48ページになります。重点施策2は5つの項目に分かれています。1つ目の項目、生活支援体制整備事業では、主な取り組みとして、企業3社と連携した「移動スーパー」による買い物支援、地域住民の支えあいによるゴミ出し支援、高齢者のパソコン・スマートフォン等ICT活用支援「ぱそすまサロンあびこ」、半身麻痺の方の社会参加・居場所支援「linoカフェ」がスタートしました。また、令和8年1月には「我孫子で楽しく活躍したい高齢者のための情報紙」を発行しました。2つ目は、支援困難事例への対応を強化し、分野や相談内容によって、相談支援から取りこぼされる人が出ないよう他機関と連携し、個々の状況に合わせたチーム支援を実施しました。3つ目は、虐待や消費者被害、認知症等により高齢者の尊厳が損なわれることがないように、あらゆる権利侵害から高齢者を守る取り組みを実施し、令和6年度には高齢者虐待防止講演会を開催しました。また、認知症等により判断能力が低下し、権利侵害の恐れがある高齢者に対して、支援可能な親族不在時には市が成年後見制度申立て手続きを行います。令和6年度は10件、令和7年度は15件申立てしました。4つ目は、家族介護者への相談支援を充実し、介護離職ゼロを目指すとともに、新聞店や宅配業者などの民間事業者と連携し、高齢者を地域で見守る体制を強化しました。5つ目は、災害時等に自ら避難することが困難な方を迅速かつ的確に把握し、必要な支援を受けることが出来るよう、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、名簿情報の利用・提供を行うことで、地域が一体となって要援護者を支援できる体制を構築しました。地域特性を踏まえ、引き続き地域包括ケアシステムの構築を推進していく必要があります。

(石川係長)

重点施策3「介護予防・健康づくり施策の充実・推進」について、健康推進系の石川より説明いたします。資料4の5ページをご覧ください。計画書は49ページとなります。重点施策3は、「一般介護予防事業」、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」、「在宅医療介護連携推進事業」の3つの事業で構成されています。1つ目の「一般介護予防事業」についてです。右側の「状況」の欄をご覧ください。こちらでは、市民講演会や出前講座の開催に加え、75歳のサービス未利用者の方を対象とした個別通知を行い、健康づくりに関する普及啓発を実施しました。また、強化型きらめきデイサービス事業とし

て、地域の通いの場に理学療法士が訪問し、体力測定、体操指導を実施し、その他、ポールウォーキング教室や遊具うんどう教室などを開催しました。あわせて、コロナ禍にて閉鎖していた「介護予防拠点」再開に向けての支援をするなど、地域のボランティアや専門職と連携しながら介護予防活動を推進しました。2つ目の「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」では、医療や介護、健診データの分析をもとに、健康状態が不明な方や低栄養などのハイリスク者に対し、個別支援を実施しました。また、地域の通いの場やスーパー、イベントなどにおいては、市民の方にフレイルチェックや健康教育を実施し、フレイル予防の普及啓発を行いました。今後も市民の方が主体的に健康づくりや介護予防に取り組めるよう、地域全体での活動をさらに推進していく必要があります。資料をめくっていただき6ページをご覧ください。「在宅医療介護連携推進事業」では、人生会議（ACP）や在宅医療に関する情報の普及啓発のため、市民講演会や、ワークショップを開催しました。あわせて、広報あびこへの特集号掲載など、積極的な広報に努めました。また、我孫子医師会所属の地域医療コーディネーターと連携し、医療・介護専門職への相談支援や研修、多職種交流会を実施することで、在宅療養を支える専門職の対応力向上や顔の見える関係づくりに取り組みました。今後も引き続き、市民の方への啓発活動を充実させるとともに、地域の実情に応じた切れ目のない在宅医療・介護提供体制の構築を進めていく必要があります。

続きまして、重点施策4「認知症施策の推進」について、説明いたします。資料は7ページとなります。1つ目の項目と2つ目の項目は、「認知症に関する理解促進」についてです。表の右側の「状況」の欄をご覧ください。ここでは、市民講演会の開催や、認知症当事者の方の発信の場を設け、「新しい認知症観」の普及啓発を実施しました。また、認知症月間に合わせたオレンジデーの取り組みや、広報あびこへの特集号掲載など、地域での取り組みを幅広く周知いたしました。2つ目の項目では、「認知症サポーター養成講座」を、幅広い世代に実施し、あわせて、地区ごとに「ステップアップ講座」や、交流会を開催したほか、「チームオレンジ」の立ち上げ支援など、地域での支援体制づくりに努めました。3つ目の項目は、「相談支援体制」についてです。認知症の早期受診や、早期対応につなげるため、認知症チェックリストの配布や、医師会への認知症ガイドブック（我孫子市版認知症ケアパス）の活用呼びかけを行いました。加えて「認知症初期相談チームあびこ」による集中的な支援も実施しております。また、認知症地域支援推進員や、介護支援専門員などの関係者と密に連携を図り、早期相談から適切なサービスに速やかにつなげられるよう、相談窓口の周知啓発に努めました。資料をめくっていただき8ページをご覧ください。4つ目は、「交流の場支援」についてです。令和7年度より、「認知症の

人の家族のつどい」と「本人ミーティング」を同時開催し、ご家族同士、ご本人同士がそれぞれに交流できる場を設けています。また、認知症カフェにおきましては、新規立ち上げや運営を支援するとともに、市民の方へ周知を図りました。今後につきましても、認知症施策推進計画の策定に向けて、引き続き「新しい認知症観」の普及啓発に努めるとともに、認知症の方々やご家族の声を活かした支援体制の構築、そして誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組む必要があります。

(黒岩係長)

重点施策5「介護人材確保及び業務効率化の推進」について、介護保険係の黒岩から説明します。9ページをご覧ください。まず、1つ目の○、今後更に深刻化が見込まれる介護人材不足の対処への状況については、福祉のしごと相談会の開催やキャリアアップのための介護職員養成研修受講費の助成を行いました。令和8年度からは介護支援専門員の資格取得にかかる研修受講料等の助成を開始しました。次に、3つ目の○、職場づくりの好事例の発信、やりがいをもち、安心して働き続けることができる職場づくりに向けた取組の推進の状況については、事業者への集団指導では、消防署と連携した避難訓練の実施やヒヤリハット報告を活用した風通しの良い職場づくり等の好事例の発信や障害者差別解消法における合理的配慮や、ハラスメントに対する県の相談窓口の紹介を行いました。また、我孫子の介護の魅力発信のため、我孫子の福祉の魅力写真展を開催しました。続いて、10ページの1つ目の○、市内の介護施設等でのボランティア活動の促進、資格を要しない介護助手の活用の状況ですが、介護保険ボランティア制度については、市内各地区で説明会を実施し、新規登録者の獲得に努めました。また、資格を要しない介護助手の活用については、資料6をご覧ください。介護未経験者を有償ボランティアとして、介護現場とウェブマッチング機能を活用することで、双方を一体的に支援し、介護人材のすそ野を広げ、介護人材確保の推進を図る取組を国のモデル事業として今年度実施する予定です。最後に3つ目の○、「将来の担い手となりうる世代の交流や、体験の機会創出の取組の状況については、令和6年度から我孫子東高等学校福祉コース2年生を対象として、市内福祉施設見学会を開催しています。令和8年度は9月10日（木）に開催予定で、介護医療院、特別養護老人ホーム、障害福祉サービス事業所、通所介護などを見学する予定です。今後も引き続き、介護人材の確保・定着に向けた採用支援や、キャリア形成支援、職員一人ひとりが安心して働き続けられる職場環境づくりの推進、ICT導入促進や電子申請・届出システムの活用などを通じた、業務負担の軽減と介護現場の生産性向上等に取り組んでいきます。以上です。

(寺岡委員)

ご報告ありがとうございました。では引き続き、委員の皆様にお1人ずつご質問やご感想をいただきたいと思います。実は毎回会議の終了がオーバーしておりますので、できるだけ簡潔にお願いできればありがたいと思います。ではよろしくお願いいたします。大圖委員からお願いいたします。

(大圖委員)

今回初めてこのような資料を読み、すごく活動を頑張ってくださってるんだなと思いました。どうもありがとうございます。一つ質問ですが、ネットスーパーは事業主さんがいなくなるとなくなってしまうことがあり、利用がうまく継続できないということで、どのような体制で行っているのか知りたいです。またどのようなところに回り、どれぐらいの人が利用してるのか教えてください。

(楠美係長)

移動スーパーの候補地や、販売場所についてですね。現在、カスミとウエルシアとヤックスの3社の移動スーパーと連携しています。場所の選定としましては、今ある他のお店と重なってしまうと影響があるため、通常300m以内には止まらないようにして、買い物ニーズがあるところを選定しています。移動スーパーは通常の軽自動車ではなく、扉を広げるとかなり販売スペースを取る関係上、駐車場のスペースだと大体2台分の場所がないと停められません。駐車スペースの部分もクリアした上で、かつ300m以内にお店がないところで場所を選定しています。ただ、中には足の不自由な方もいらっしゃるって、確かに200mぐらい行けばお店はあるけれども、そこまでは行けないという方もいます。もう少し近くにスーパーに来てほしいという具体的な個別ニーズを受けて、移動スーパーが停車しているところは何ヶ所かあります。

(寺岡委員)

では小島委員お願いいたします。

(小島委員)

計画については最初に説明があった通り、第10期の介護保険事業計画は基本的には国が定めた基本方針に即して定めるということになっており、社会福祉法等の一部改正や認知症の施策の推進計画を内包したもので作成をしているので、特に章立てであるとか、その後について特にという点はないと思います。あとは数値が当然空白になっているので、

そこは修正を含めて現状を踏まえた中で入れていただければ問題はないのかなと思います。保険給付費の実績を見たときに、基本的には計画値とあまり差はない形では進んでいると思うので、9期については概ね令和8年度がありますが、今のところ6、7については計画値に近いものとして推移していると捉えています。今後整備計画等を含めた中で、介護給付費を適切に見込むことが一番重要な課題になると思うのでそこだけをお願いできればと思います。一つだけ資料5の介護保険料の収納率が令和7年度98.7%でしたが、これはどうですか。令和6年度と比較し、目標値が99%という形でこれが98.7%、ほとんどが特別徴収とは思いますが、普通徴収の方が未納ということでマイナス部分が出ていると思いますが、その辺の実績の数値は推移としてはどうでしょうか。

(藤縄主幹)

こちらは確認が必要ですが、現年度分につきましては、ここ数年99%以上を推移しております。令和7年度は99.6%という実績でございます。こちらは現年度分になります。過年度分を加えたときに若干数字は下がりまして、98.7%というところです。収納率については現年度分で、令和5年度は99.4%、令和6年度は99.5%、令和7年度は99.6%で、わずかに上昇傾向となっております。今後も滞納分等の徴収に関しては、引き続き督促催告を行い、取り組んでまいりたいと思います。

(佐久間委員)

ご報告ありがとうございました。この我孫子という、それほど大きくないエリアにおいて、介護医療院や特別養護老人ホームなどの施設が増えているのが非常に印象深かったです。質問ですが、資料4の8ページの認知症のところにある認知症カフェの新規立ち上げや運営を支援という部分について、もう少し詳しく教えていただければありがたいです。

(石川係長)

認知症カフェの新規立ち上げ、運営支援についての質問について回答いたします。昨年、医療機関の方から認知症カフェを作りたいという要望がありました。ただ、どういった内容にしたら良いか、年間6回ほど交流を図ったりイベントを行いますが、その内容について基本的な部分から担当者とやり取りを進めました。人員や内容、参加費用、また細かい部分になりますが、補助金の活用に向けた体制づくりについても色々とやり取りをさせていただき、実際に担当者も参加して一緒に運営を行いました。

(寺岡委員)

では続きまして井上委員よろしいですか。

(井上委員)

重点施策2の中で高齢者の虐待や消費者被害を防止するためと書かれていますが、この消費者被害というのはどのような被害があるのか、また一人暮らしの見守りの強化の部分で、電力ガス郵便等の業者との連携と書かれていますが、実際繋がった事例はあるのか、分かる範囲で教えていただければと思います。

(楠美係長)

手持ちのデータで件数は明確にはありませんが、個別ケースの相談対応の中で関係機関と連携して対応しています。感覚的には月に一、二件くらいはあるかと思います。詐欺については、先日出席した見守りネットワークの会議に警察の方も参加されており、そこで警察の方から我孫子含め東葛エリアで詐欺被害が多いとの話がありました。昨年度の被害額に今年度の半年間で達しそうな勢いだとのこと。具体的には電話による詐欺が多く、偽警察官を名乗る詐欺やオレオレ詐欺、還付金詐欺、キャッシュカードを狙った詐欺が多いそうです。これまでは固定電話にかかってくる詐欺が多かったため、固定電話の線を抜くようにアナウンスしていたそうですが、現在携帯電話にも詐欺電話がかかってくるようになってきたということで、詐欺対策のアプリを入れてはどうかという話もありました。また、相談対応の中で積極的に進めてほしいというアナウンスもされていました。こちらとしても地区の相談対応している職員に対し、こうしたアプリの存在を周知し、もし携帯電話やスマートフォンを使っている方がいれば、こういったアプリを入れることで詐欺電話の対策に有効である旨を案内していきたいと思っています。

(寺岡委員)

では続きまして、渡邊委員よろしく願いいたします。

(渡邊委員)

2点ほどお聞きしたいと思います。まず、災害時等に自ら避難することが困難な方への支援について、地域が一体となって要援護者を支援できる体制ということで、九州の都城市で大きな地震があった際、一度目の地震で避難し、荷物を取りに戻ったところ二度目の大きな地震が起き、家が崩れて被害に遭われた方も少なからずいたと聞いています。このような状況の中でやはり地域が一体となってということですが、介護保険事業所はご利用者さんの情報を把握していますので、その支援が必要になるかと思っています。現在、各事業

所でBCP計画作成が求められていますが、実際にどこまで支援をするのか、例えば大きな地震で建物が崩れそうかどうかの判断も素人には難しい中、自らの命を顧みずに内部に入り支援する場合、万が一被害があった際の対応もBCP作成の中で事業所から声が上がっていると聞きますが、この際、地域と行政がどのように連携をとっていくのか、もう少し詳しくお聞きしたいです。もう一点は、福祉の仕事相談会についてです。介護人材不足の解消に向けて相談会を開催され、参加人数はかなり多かったと伺いましたが、就職に繋がる件数は少なかったと思います。現在、私も介護職経験者として採用活動を行っていますが、市内の他事業所に移る方も多く、我孫子市内の介護従事者の総数はあまり増えていません。この介護人材不足の解消には、これまで介護の仕事をしていなかった方に対して、どんな仕事か聞いてみて興味があればやってみようという形で発掘していくことが必要と感じています。ただ、相談会のような場で面接のような堅い雰囲気や、エントリーシートで細かく質問されると、そういう方は聞きづらくなり途中で諦めてしまうのではと思います。介護の仕事に興味を持ってもらうため、もう少しふんわりした感じで裾野を広げようような取り組みも検討していくと良いのではないかと感じています。

(楠美係長)

まず災害時等の避難行動要支援者名簿の関係ですが、こちらにつきましては災害関係の主管課である市民安全課と連携して対応していけたらと思っております。一昨日、市民安全課、高齢者支援課、社会福祉課、障害者支援課で関係者会議を開催したところであり、地域が一体となって、自治会や民生委員、まだ具体的に何かを取り交わしたわけではないですが、そういったところと連携してやっていくべき必要があるだろうという話が出ております。高齢者支援課の要支援者名簿の対象者としましては、介護認定の要介護3以上の方と要介護1と2の希望者になりまして、今年の6月9日時点にはなりますが、要介護3の支援対象者は1954名、そのうち名簿へ登載をお願いしたいという希望の方は1747名となっております。まだ我孫子市では、そういった方に対しての一人一人の個別の避難計画を定めているわけではないですが、地域の方、避難支援者としてなり得る方を今後どなたにした上で、どのような形で避難計画を策定していくのが望ましいか関係各課で話し合っています。

(藤縄主幹)

今後の介護人材の確保に向けての取り組みというところの中でご意見をいただきましたが、重点施策の5のところに触れさせていただいた資料6を再度ご覧いただければと思います。こちらは令和8年度事業としまして、介護未経験者から介護の担い手となるまでの

一体的支援事業として、今年度取り組む予定としております。具体的な動きはまさにこれからですが、内容としましては介護人材の多様な人材層の参入促進を図っていくために、介護未経験の方と介護現場の接点を多くしていくことで、裾野を広げて人材を確保していこうという趣旨で取り組んでいくものです。いわゆる介護現場で介護未経験者の方でもできるような補助的な業務を、有償ボランティアの方を募って従事していただくことで、これまで全く、それこそ興味もあまりなかったけれども少しボランティアをやってみたいなというような一般の方々も含めて募集をして、ボランティアということだったら、敷居も低いしやってみようかなというような方を掘り起こしていこうということです。実際に現場でボランティア活動をしていただいて、介護の現場ってこういうところなんだな、こういった仕事もあるんだな、とまずは知っていただいて、そういった方々にもどんどん参入していただく、というようなことを目的に今回そういうマッチング支援ができるような形で取り組んでいくということを予定しております。あわせて、そういった方に応募いただいてボランティアに取り組んでいただいた方には、入門的な研修を市の方から案内する予定としております。少しでも興味を持っていただいて、就業の方に繋げていければと考えております。まだ、具体的なご案内というのは正式に利用者様にはできていない状況ですが、これから具体的なスキーム等を固めた上で案内や募集をしたり、あるいは一般の方々に向けても周知活動をしたりというような形で少しでも介護人材の確保に取り組んでいきたいと思っております。以上です。

(寺岡委員)

それに関連して井上委員と渡邊委員にお伺いしたいのですが、まだ職員になるかどうか分からないボランティアの受け入れに対して、施設側のスタンスはどんな感じなんですか。

(井上委員)

特に制限はしてないです。けやきの里につきましては、ご本人のやりたいことだったり施設の考えてることをマッチングしてできる範囲でやってもらってることは実際にありますね。

(寺岡委員)

特段それが負担になってるという感じではないですか。

(井上委員)

負担はそこまではないですね。実際ボランティアさんも例えば入浴介助だったり、排泄介助まではやっぱりしておらず、どちらかというと高齢者の方と一緒にコミュニケーション取ってもらうことがメインになってくるので職員も負担もないですし、ご利用者さんのにも一緒にいろいろ会話できて、楽しんでもらってるということはあるですね。

(寺岡委員)

ありがとうございました。では続きまして小野委員、よろしくお願いします。

(小野委員)

報告を聞かせていただいて、計画目標に対して様々な政策を実施している状況がよくわかり、思った以上にいろんなことができているなというのが正直な感想です。高齢者支援課の皆さんが頑張っている証拠だなと感じております。ただ、気になった点がありまして、重点施策3の介護予防の健康づくり施策の充実に関してです。医療、介護、健診データの分析により高齢者の健康状態を把握し、健診や医療未受診等の健康状態不明者や低栄養者に対し保健指導を実施したとありますが、具体的に何人ぐらいに保健指導を行ったのか、また医療未受診者に対してどのように保健指導をされたのか教えていただければと思います。よろしくお願いします。

(石川係長)

健康状態不明者の対象者に関しましては、4学年を対象としており、大体1学年につき50名程度が対象となっています。そのため毎年約200名を抽出しています。対象者にはアンケートを送り、相談希望がない方や、アンケート内の高齢者の15項目の質問票でフレイル傾向が見られない方は電話で対応を終了しています。一方、フレイル傾向がアンケートでわかった方や相談希望のある方、またはアンケート自体の回答がない方については、看護師が自宅を訪問し、健康状態を確認した上で、必要に応じて情報提供や介護保険サービスへの繋ぎを行っています。令和7年度の健康状態不明者では70名に訪問を実施しました。低栄養に関しては令和7年度から開始しており、2学年を対象に実施しています。こちらもアンケートを送付しています。BMIが20以下かつ6ヶ月間で2～3kgの体重減少がある方を健診データから抽出し、基本的には3回の訪問指導を行っています。訪問指導では、最初に生活改善のための目標設定をし、2回目・3回目で改善状況を確認しています。6か月間では体重の増加は難しい場合が多いので、当年度は食生活の改善ができたかを評価し、翌年の健診で体重変化や痩せの状況が改善されたかを確認しています。低栄養者の訪問は13名となります。以上です。

(寺岡委員)

では佐藤委員お願いいたします。

(佐藤委員)

いろいろご報告ありがとうございました。非常にわかりやすく、明瞭でよく理解できました。私の方からは質問ではないのですが、高齢化率が大きく変わっていないにも関わらず、75歳以上の人口が増えており、助けが必要な方が高齢化率の進行以上に増えているということが人口推計から見て取れると思います。我孫子市の箱物や居宅支援は、皆様のご努力で非常に充実しており、近隣他市と比べても遜色ないと思います。ただ、介護保険サービスまでは必要ないものの、生活に不安を抱えていたり孤立している方が増えているのではないかと感じています。こうした方々は予算もつきにくく、ちょうど隙間的な存在でフォローが難しいですが、この資料5の自立支援・介護予防・重度化防止の項目が対応する部分かと思います。これを踏まえ、要介護からデイサービスへの移行を遅らせたりするような施策、たとえばオレンジカフェや認知症カフェのようなものを積極的に展開して、悪化を防ぐ取り組みを強化していただければ、将来展望が明るくなるのではないかと思います。今回の市民会議の内容とは少しずれますが、そのあたりをご検討いただければありがたいです。質問ではないので聞き流してください。ありがとうございました。

(寺岡委員)

先生がおっしゃるように重度化しないための施策が大事ですね。よろしく願いいたします。では最後になりました。鈴木委員お願いします。

(鈴木委員)

介護給付費の推移等も、大体110%とか105%とか、計画通りに進んでいるというのは素晴らしいことだと思います。重点事業施策の取り組みも、しっかりやられていると感じています。ただ一つ気になったのは、資料6のボランティアの方を施設にという話についてです。介護保険ポイント制度の効果で施設にボランティアさんが訪れていたのですが、コロナ禍でほぼ100%施設にボランティアさんは行かなくなりました。コロナが明けて5年、6年経っても、多くの病院や高齢者施設、障害者施設では、やはりできるだけ来ないでほしいという雰囲気がまだあるのではないかと思います。施設は高齢者がたくさんいらっしゃいますから、感染には特に慎重になっていると思います。街中でも多くの方がマスクを着用しており、高齢者を気遣っているのだなと感じます。病院では仕方ない面もありますし、佐藤先生もそう思われていると思いますが、一般の方々も非常に気にして

いるようです。そのため、施設へのボランティアの受け入れはまだ難しい面があるのかなという感想を持ちました。以上です。ありがとうございました。

(寺岡委員)

皆様、ありがとうございました。私も資料を拝見しまして、社会福祉法が今年度6月25日に各種改正されたことを知りました。見直しや新設といった文言が並んでいますので、マイナーチェンジかもしれませんが、今後の政策にどのように影響し、効果を上げるのかを注視していきたいと思っております。今後とも事務局の皆様にはよろしくお願いいたします。ご意見やご協力をいただき、ありがとうございました。では以上をもちまして、予定されました審議は全て終了いたしました。これより傍聴人の発言を許可いたします。発言時間は3分、厳守にてお願いいたします。発言を希望される方は、挙手をお願いいたします。

(傍聴人)

ありがとうございました。今お話に出ていた資料6の介護人材有償ボランティアの制度についてですが、施設でも受け入れに特に影響はなく、むしろ積極的に取り組まれているとのことで非常に良かったと思います。このような制度を市に提案した時、介護保険ボランティアポイントがあるから、みたいな感じだったのですが、実際こうやって国の補助が出たのかなというところでこのように採用されるようになったことは非常にありがたく思っているところです。その時、例えばゴミ出し支援などにも使ったらどうかと提案したのですが、こういうことはボランティアの力でやっていかざるを得ない面もあり、予算的な面もぜひ考えていただきたいところです。介護保険を使うまでもないが、困っている人がいるという話があったと思いますが、重点施策2の地域住民の支えあいによるところに非常によく繋がる場所だと思うので、この制度をもし使えるようであればゴミ出しの方もこの会議内でも話し合いをぜひしていただきたいなと思います。ゴミ出しは住民サービスとして市民全員にかかわる制度であると思うので、特に高齢者の方は困っていると思います。介護にならないけど困っている人はいると思うので、その辺社会福祉協議会さんの方にとっても大変な労力がかかってしまうと思う。ぜひ検討をこの会議内でも話していただけたらと思うところです。またマッチング機能についてですが、その会社のFacebookを見ると、実際にボランティアをしていた若い方が、食事の配膳や掃除などの裏方業務で職員から感謝されており、あなたが来てくれたら助かると言われ、資格取得に向けて勉強を始めているケースが紹介されていました。こういった事例は良い取り組みだと思いますし、今後もそういった方が増えるよう祈っています。引き続きよろしくお願いします。

(寺岡委員)

ありがとうございました。では、以上をもちまして全て会議は終了いたしましたので、今後の進行は事務局でお願いいたします。

4 閉 会

(藤縄主幹)

本日は長時間にわたるご審議をいただき、誠にありがとうございました。次回第5回我孫子市介護保険市民会議は、令和8年10月1日木曜日10時30分からこの場所にて開催を予定しております。開催通知については、令和8年9月上旬に電子メールで送付させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。これをもちまして、第4回我孫子市介護保険市民会議を終了いたします。ありがとうございました。

11時45分 閉会